

障害福祉サービス利用手続きの流れ



サービスを利用したい



次のいずれかを持っている
○障がい者手帳（身体・療育・精神）
○自立支援医療（精神通院）
○指定難病受給者証 …… など

いいえ

手帳等をお持ちでない方は、医師等の意見書でサービスの申請が可能になる場合があります。まずは社会福祉課にご相談ください。



はい



相談支援事業所に相談する
（全員必要）

サービスを利用するには、相談支援事業所が作成する【サービス等利用計画案】を町へ提出する必要があります。相談支援事業所に相談し、計画の作成を依頼してください。
※作成費用はかかりません。

利用したいサービスはあるが、どの事業所にすればよいか分からない場合などの相談もできます。

社会福祉課に
障害福祉サービスの申請をする



町への申請とあわせて、相談支援事業所へ相談をしてもらいます。また、利用したいサービスによっては、障害支援区分の認定が必要となります。

区分が必要

区分が不要

町職員による聞き取り

町職員が、利用者の現状を聞き取り調査します。



医師意見書の取得

町と病院でやりとりをします。しばらく受診していない場合は、先に受診をお願いします。

区分認定審査会にて
区分を決定する

区分認定審査会において、聞き取り調査した内容や医師意見書の内容により審査し、障害支援区分が決定されます。
※審査会は月に1回程度開催

相談支援事業所と契約し、サービス等利用計画案を作成するための面談を行う

サービスを利用するにあたって、利用日数や利用達成目標などを専門の相談員と決めていきます。



相談支援事業所の相談員が計画案を作成し、社会福祉課に提出する

提出されたサービス等利用計画案をもとに、町が支給決定を行う



障害福祉サービス受給者証発行

受給者証が発行されたら、利用する事業所と具体的な利用日の相談などをし、利用開始となります

【問い合わせ先】
境町役場 社会福祉課
茨城県猿島郡境町391-1
TEL：0280-81-1305
FAX：0280-86-6020